

「旧規格消火器は

令和3年(2021)12月31日

までに交換が必要です。」

消防法令に基づいて消火器の設置が義務付けられている建物等で、2011年1月1日の規格省令改正により既に型式が失効している消火器を継続的に設置できるのは2021年12月31日までです。2022年1月1日以降は、型式が失効した消火器の設置は認められませんので、計画的な交換・リサイクルをお願いいたします。

なお、製造年が2012年以降のものは旧規格消火器ではありません。製造年が2011年以前のものについて、内容を確認して下さい。

なお、ご不要の消火器は廃棄の窓口となる「特定窓口」（消火器販売店等）または、「指定取引場所」（メーカー営業所等）へご相談ください。消火器リサイクル推進センターのホームページでご確認ください。

<https://www.ferpc.jp/>